博物館の登録等に係る事務取扱要綱

(令和5年8月30日 教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)に規定する博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

- 第2条 博物館の登録に関する規則(平成27年3月26日札幌市教育委員会規則第6号。)第2条の規定により博物館登録申請書(以下「登録申請書」という。)を提出する場合は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。
 - (1) 地方公共団体 博物館の設置条例の写し
 - (2) 地方独立行政法人 当該地方独立行政法人の登記事項証明書
 - (3) 地方公共団体及び地方独立行政法人以外の法人 次に掲げる書類
 - ア 当該法人の登記事項証明書
 - イ 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有す ることを証明する収支計画書等
 - ウ 当該法人において、民事再生法(平成11年法律第225号)による 再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続 を受けていないことを宣誓する書類
 - エ 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類
 - オ 当該法人において、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成2 5年2月26日条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団その他の反 社会的な活動を行う団体に該当せず、及び関係を有しないことを宣誓す る書類
 - カ 税金(法人税、消費税、地方消費税、都道府県税、市町村税等)を滞 納していないことを宣誓する書類

(登録基準に適合することを証する書類)

- 第3条 法第12条第2項第2号及び第3号の規定により登録申請書に添付すべき書類は、前条各号に定める書類のほか、次に掲げるものとする。
 - (1) 博物館の運営に関する基本的な方針及びその公表方法を記載した書類
 - (2) 博物館資料の収集及び管理の方針を記載した書類
 - (3) 自然科学又は人文科学ごとに分類した博物館資料の目録
 - (4) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類

- (5) 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- (6) 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類並びにその他の職員 の名簿及び職務分担を示す書類
- (7) 学芸員の資格を証する書類
- (8) 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類
- (9) 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類
- (10) 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- (11) 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類
- (12) 博物館の事業に用いる建物又は土地を借用している場合は、契約書等の 当該借用の条件等を証明する書類
- (13) 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- (14) 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類
- (15) その他教育長が必要と認める書類

(博物館の体制に関する基準)

- 第4条 法第13条第1項第3号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 博物館資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号、第6条第1号、第10条第1号及び第4号並びに第12条第1号において同じ。)並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
 - (2) 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、 当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
 - (3) 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
 - (4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
 - (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若 しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、 その成果を活用する体制を整備していること。
 - (6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
 - (7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保され

ていること。

(博物館の職員に関する基準)

- 第5条 法第13条第1項第4号に規定する学芸員その他の職員の配置に係る 基準は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 前条第1号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
 - (2) 学芸員が置かれていること。
 - (3) 前条第1号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準)

- 第6条 法第13条第1項第5号に規定する施設及び設備に係る基準は、次の 各号に掲げる事項とする。
 - (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を 安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
 - (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
 - (3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
 - (4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の 利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされてい ること。

(定期報告)

第7条 法第16条の規定による報告は、定期報告書(様式1)により毎年1回6月1日から同月末日までの間に行わなければならない。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。

(指定申請書)

第8条 博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」 という。)第23条第1項に規定する指定申請書は、様式2とする。

(指定申請書の添付書類)

- 第9条 施行規則第23条第2項第2号及び第3号に規定する指定申請書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 施設の運営に関する基本的な方針及びその公表方法を記載した書類
 - (2) 資料の収集及び管理の方針を記載した書類

- (3) 自然科学又は人文科学ごとに分類した資料の目録
- (4) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- (5) 施設の事業に関する収支計画を示す書類
- (6) 施設長及び学芸員に相当する職員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類並 びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- (7) 組織図等の施設運営を行う組織の熊様を示す書類
- (8) 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類
- (9) 施設の事業に用いる建物及び土地の図面
- (10) 施設の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類
- (11) 施設の事業に用いる建物又は土地を借用している場合は、契約書等の当 該借用の条件等を証明する書類
- (12) 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- (13) 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類
- (14) その他教育長が必要と認める書類

(指定施設の体制に関する基準)

- 第10条 施行規則第24条第1項第2号に規定する資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる 事項とする。
 - (1) 当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していること。
 - (2) 前号の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
 - (3) 前号に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
 - (4) 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、 所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備している こと。
 - (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若 しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成 果を活用する体制を整備していること。
 - (6) 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
 - (7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(指定施設の職員に関する基準)

- 第11条 施行規則第24条第1項第3号に規定する職員の配置に係る基準は、 次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 前条第1号の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる施設長等が置かれていること。
- (2) 学芸員に相当する職員が置かれていること。
- (3) 前条第1号の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

(指定施設及び設備に関する基準)

- 第12条 施行規則第24条第1項第4号に規定する施設及び設備に係る基準 は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- (3) 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- (4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の 利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされてい ること。

(指定要件等の欠如)

第13条 施行規則第25条に規定する報告は、指定要件を備えなくなった日から20日以内に、様式3により届けなければならない。

附則

この要鋼は、令和5年8月30日から施行する。